

保育の必要性の事由		変更前			変更後		
		条件	証明書類	運用方法	条件	証明書類	運用方法
就労	被雇用者 法人経営者 内職	1日4時間以上かつ月に15日以上 の就労	就労証明書	会社の証明が必要	1日4時間以上かつ月に15日以上 の就労 1か月の収入が10,000円程度必要 (目安)	就労証明書(A)	会社の証明が必要。 内職の場合は、直近3か月の給与明 細と納品書を提出してもらう。
	自営業	1日4時間以上かつ月に15日以上 の就労	自家営業従事確認書	地区の民生児童委員又は所属してい る組合長の署名が必要	1日4時間以上かつ月に15日以上 の就労	就労状況申告書(B)	署名の代わりに、確定申告書等の写 し※を提出してもらう。 自己申告に変更。
	農業従事	1日4時間以上かつ月に15日以上 の就労 生産物を出荷している	農業等従事確認書	地区の農業委員の署名が必要	1日4時間以上かつ月に15日以上 の就労 生産物を出荷している		
育児休業		育児休業取得時に既に保育を利用してい る子どもがいて、継続利用が必要な場合	育児休業証明書	会社の証明が必要	育児休業取得時に既に保育を利用してい る子どもがいて、継続利用が必要な場合	就労証明書(A)	会社の証明が必要。
産前産後		出産(予定)日の2か月前から、産後8週 を経過した日が属する月の末日まで	母子手帳の写し		出産(予定)日の2か月前から、産後8週を 経過した日が属する月の末日まで	家庭保育が困難であることの 申告書(C)	左記の書類に加えて、母子手帳の写 しを提出してもらう。
疾病障がい		病気や負傷または、心身に障がいがあり 児童の保育ができない場合	医師の診断書及び有る場合 は障害者手帳の写し		病気や負傷または、心身に障がいがあり 児童の保育ができない場合		左記の書類に加えて、医師の診断書 及び有る場合は障害者手帳の写しを 提出してもらう。
介護看護		長期にわたる病人や障がい者があり、 常時介護看護が必要な場合			長期にわたる病人や障がい者があり、 常時介護看護が必要な場合		左記の書類に加えて、在学証明書及 びカリキュラムを提出してもらう。
就学		保護者が学校に通学している場合	在学証明書及びカリキュラム		保護者が学校に通学している場合		
求職活動		求職活動(開業準備)を行っている	求職活動証明書	ハローワークでの署名が必要	求職活動(開業準備)を行っている	求職活動申告書兼誓約書(D)	自己申告に変更。
災害復旧		災害またはその復旧に当たっている場合	罹災証明書		災害またはその復旧に当たっている場合	罹災証明書	

※ 確定申告書の写しのほかに、源泉徴収票、営業許可書、開業届、事業所登録、出荷票、業務請負契約書、直近3か月の収入がわかる書類のいずれか一つ。

※ 申請している子どものきょうだい認可外保育施設や祖父母等に受託されている場合は、保育受託証明書(E)の提出が必要です。